

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金(自動車事故被害者受入環境整備事業) 二次公募について

(周知依頼)

平素より、厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省においては、自動車事故により重度の後遺障害を負われた方を介護する御家族の高齢化の進展等により、介護者がいなくなる、又は介護が困難となった場合(いわゆる「介護者なき後」)への不安が寄せられている中、重度の後遺障害を負われた方々を受け入れられる場の絶対数は少なく、さらに介護職員の人手不足は深刻な状況となっていることから、被害者の方が安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、グループホーム等の新設及び介護人材確保や介護器具導入等に係る経費の支援を行うこととしております。

本年度は、国土交通省より定額補助(100%補助)の補助要件を緩和するとともに、令和7年11月4日(火)~令和8年1月16日(金)の間、当該事業に係る二次公募を行うとの連絡があったことから、補助対象事業者への周知に御協力をお願いいたします。

【補助対象事業者】

- 障害者支援施設
- ・グループホーム

なお、具体的な補助の要件等、当該事業に関する問い合わせは、下記にて受け付けておりますので、 この点も併せて周知への御協力をお願いいたします。

問い合わせ先

○制度について

国土交通省 物流・自動車局 保障制度参事官室(担当:小澤、渡邉)

電話:03-5253-8111(内線:41418) 03-5253-8580(直通)

メールアドレス: hqt-hosyohojo@gxb. mlit. go. jp

〇応募方法等について

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局(自動車事故被害者受入環境整備事業)

電話:080-7538-8527

メールアドレス ukeirekankyou@koutsujiko-mlit.jp